

11 番（小川義昭君）

次に、建設業界の人材確保・育成策についてお伺いします。

建設業界は、地域経済や雇用を支える基幹産業であるだけでなく、土木、農林水産基盤整備、災害復旧・復興や防災・減災・除雪、さらにはインフラの維持管理など、市民の安全・安心を確保する地域の守り手として、その果たすべき役割はますます増大しています。

しかしながら、建設業界を取り巻く経営環境に改善の兆しは見えにくく、業界の魅力の低下に伴う若い就労者の減少、現場の技能労働者の高齢化が労働環境の悪化という悪循環をもたらしています。

とりわけ、建設工事の担い手不足は将来的な建設工事の品質の低下につながるのではないかと懸念されています。将来にわたって建設工事の品質を確保するためには、労働環境を改善して、担い手を確保・育成することが必要であり、そのためには、建設会社が適切な利潤を確保することが欠かせません。

そこで、そのような課題を解決するため、平成 26 年に公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）のいわゆる担い手 3 法の改正が行われたところであります。そこで、3 点にわたって質問いたします。

1 点目。建設業界の深刻な人手不足の現状をどのように認識しているのか。また、人手不足の打開策などについて、発注者としてどのような対策を実施しているのかをお伺いします。

2 点目。品確法、建設業法、入契法のいわゆる担い手 3 法が改正されてことしの 6 月で 5 年目を迎えます。この間、本市において、この法律改正の趣旨である建設業界の労働環境の改善、業界の将来を支える人材確保・育成などにどのような成果があったのかお伺いします。同時に、今後における発注者としてのさらなる取り組み策はあるのかをお伺いします。

3 点目。建設業界に従事する女性を、土木女子から名前をとって、ドボジョや建設小町などと命名されていますが、日本建設業連合会では、女性の現場監督、技能労働者を中心に、営業から施工までを行うなでしこ工事チームの設置を促しています。

本市の建設業界に就労されている女性技術者数の現状をお聞かせください。また、今後、女性が建設業界で活躍するための支援策についてをお伺いいたします。